

『史跡幡羅官衙遺跡群保存活用計画』概要版

—全国に誇れる地域の宝を守り、活かし、継承する—

保存活用計画策定の概要

幡羅官衙遺跡群は、埼玉県深谷市東部から熊谷市西部にかけて所在した古代幡羅郡（古代には「はたら」ではなく「はら」と読まれていました）の郡家である幡羅官衙遺跡（深谷市東方に所在）と、それに伴う祭祀場の西別府祭祀遺跡（熊谷市西別府に所在）からなる史跡です。遺跡の残りが極めて良好で、郡家・祭祀・寺院がそろって把握された希少な遺跡であること、飛鳥時代の終わりから奈良時代、平安時代前期にかけて（7世紀後半～11世紀前半）300年以上の長期にわたる変遷や郡家の多様な構成要素が明らかになった点が高く評価され、国史跡に指定されました。幡羅遺跡の名で親しまれていますが、役所を意味する「官衙」を加えた名称で指定されました。

本計画は、史跡を確実に保存し継承していくため、史跡の多様な要素を整理して本質的な価値を明らかにし、適切な保存・活用・整備についての指針や方法を提示していくものです。「史跡幡羅官衙遺跡群保存活用計画策定委員会」を設置し、令和元年度、2年度で本計画を策定しました。

郡家とは

郡家とは古代の郡役所のことで、郡衙と呼ぶこともあります。主な施設には正倉・郡庁・館などがあり、幡羅郡家では郡庁は確認されていませんが、正倉と館、その他の実務を行う官衙施設などが確認されています。

正倉 税として納められた稲穀などを収納した倉庫で、溝で区画されることが多く、正倉が建ち並ぶ敷地全体を正倉院と呼びます。

郡庁 郡家の中枢施設で、執務や儀式などが行われました。

館 郡司や国内を巡行する国司などの宿泊施設として用いられました。



幡羅官衙遺跡群の遠景とイメージ

史跡指定の概要

名 称	幡羅官衙遺跡群 幡羅官衙遺跡 西別府祭祀遺跡
所 在 地	埼玉県深谷市東方、埼玉県熊谷市西別府
指 定 面 積	104,177.98 m ²
指定年月日	平成30年（2018）2月13日
告 示 番 号	文部科学省告示第23号
管理団体指定	深谷市・熊谷市（指定年月日：平成30年（2018）7月30日）



右：マスコットキャラクター「ハラ君」

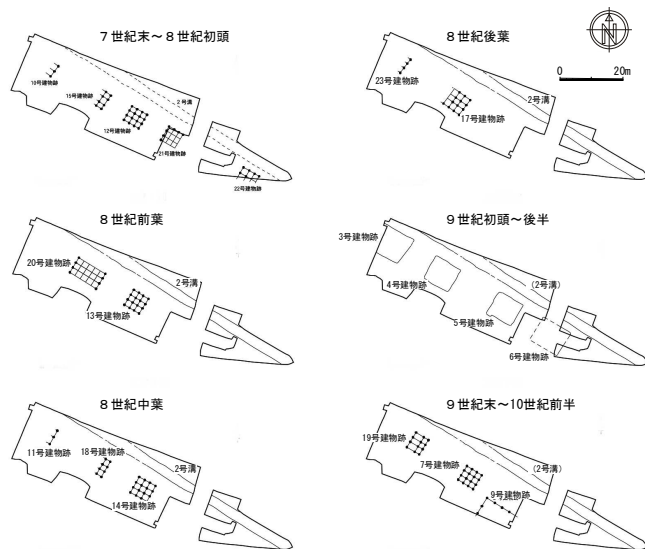
左：モデルになった幡羅官衙遺跡出土の
人面線刻土製品

幡羅官衙遺跡群の概要

◆幡羅官衙遺跡

正倉院・館・実務官衙・道路などが確認されています。古墳時代には墳墓が築かれていた場所に、7世紀後半になると郡家に関する遺構群が出現、7世紀末頃に郡家が本格的に整備され、11世紀前半まで存続しました。

溝で囲まれた正倉院は南北に2か所並んで設けられ、南の正倉院は南北約90m、東西約220mの規模で、7世紀末頃～10世紀前半にわたり6期の建て替えがある正倉列が確認されました。掘立柱建物と礎石建物の正倉があり、礎石建物の中の1棟は、掘込地業という地盤改良が念入りに行われた床面積約90㎡と遺跡内で最大規模の倉です。また一部の礎石建物跡周辺から炭化穀類が出土し、正倉に火災があったことを示しています。



正倉院（南）の変遷



正倉院（南）

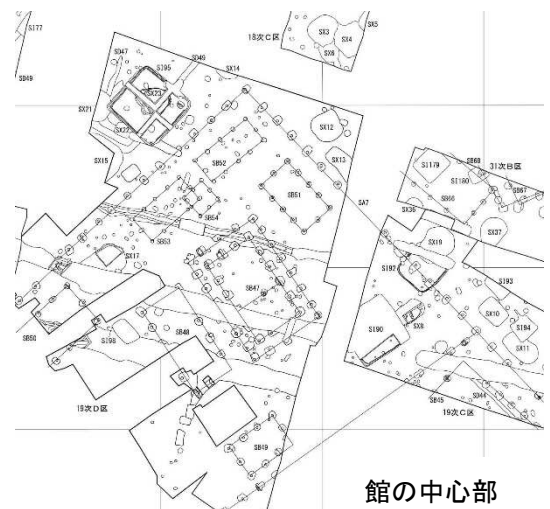


礎石建物の掘込地業



炭化穀類

館は、掘立柱塀で区画された東西60m以上、南北40m以上の敷地を有し、大型の四面廂建物を中心に複数の掘立柱建物が建ち並び、7世紀末頃から8世紀前半まで存続します。すぐ近くの廃棄土坑からは、多量の土器とともに、貝類（ハマグリ・アカニシ）、哺乳類（シカ・イノシシなど）、魚類（ニシン科・コイ・フナ・アユ・サケ科・アジ科・タイ科・カツオ・サバ属など）、鳥類（スズメ目・キジ科・カモ亜科など）、バフンウニなどの動物遺存体が出土しました。館で行われた饗宴の廃棄物と思われ、文献には記されていない、地方官衙で行われた饗宴の様子をうかがい知ることができる貴重な資料です。



館の中心部



館の遺構と廃棄土坑から出土した土器や動物遺存体

実務官衙は、7世紀末頃から9世紀前半にかけて、掘立柱建物群や溝で区画された施設群が計画的に配置されており、鍛冶工房を伴う鉄製品の生産に関わる施設や、物資の収納・管理を行う物流に関わる施設などがある。

ります。9世紀後半には再編されて主軸方位が大きく変化し、構造も全く異なる二重溝と土塁による方形区画となり、11世紀前半まで存続します。

また、幡羅官衙遺跡の中央を斜めに走る直線道路は、両側に側溝をもち路面幅6～8mを測り、西別府祭祀遺跡の方向へ延びています。西別府祭祀遺跡と接する場所には、台地から低地へ降りる切り通しが存在しています。



実務官衙の掘立柱建物跡

◆西別府祭祀遺跡

昭和38年（1963）に初めて調査された考古学史上重要な遺跡です。台地下の湧水地点周辺における古代祭祀場で、水霊信仰との関係が強いと考えられています。祭祀の始まりは7世紀後半で、馬形、横楯形などの石製模造品が祭祀具の中心でした。7世紀末頃以降は、祭祀具が土器へと変化し、幡羅郡家が本格的に整備されたことと関係していると考えられます。また、現在の堀幅より広い河川が存在していたと思われ、手習いをした木簡が出土しています。



西別府祭祀遺跡の調査区と石製模造品

幡羅官衙遺跡群の本質的価値

- 郡家を構成する遺構が大変良く残っており、郡家の構造や構成を知ることができます。
- 郡家、祭祀、寺院が一体となった地方支配の実態を知ることができます。
- 7世紀後半から11世紀前半にかけての、幡羅郡家の成立から廃絶に至る変遷の様相が明らかで、古代幡羅郡の歴史的動向やその意義を考えることができます。
- 郡家で行われた饗宴や、物資の流通について考えることができます。
- 建物の造営技術・土木工法のあり方がわかります。
- 幡羅郡家の立地や周辺景観の様相がわかります。
- 古代の交通網と郡家との関係を知ることができます。

大綱・基本方針

◆大綱

深谷市・熊谷市の古代を代表する歴史文化遺産として、史跡の価値を十分に理解して未来へ確実に継承するとともに、地域住民ひいては国民の学習の場、交流の場、憩いの場とし、地域が活性化できる活用を目指します。

◆基本方針

- 調査研究によって史跡の価値を高め、未来に向けて確実に継承していきます。
- 周辺遺跡の核として史跡の活用を図り、良好な歴史的景観の形成やまちづくりに活かすことを目指します。
- 史跡を広く知ってもらい、他の文化資源とともに、学習や観光に活かします。
- 史跡の価値を理解し、親しめる整備を行います。
- 学習の場、交流の場、憩いの場、市外県外からの来訪者も集える場として活用できる整備を図ります。
- 行政と地域住民、市民団体などが協働した史跡の保存や運営体制の構築を目指します。

史跡の保存

◆保存対象地区と地区区分別の保存

A地区

A地区は史跡指定地で、^{はらかんが}幡羅官衙遺跡群をA1地区、^{にしべつが}西別府祭祀遺跡をA2地区に区分し、確実な遺構保存を図るとともに、史跡の解明のための調査研究を継続的に行います。史跡を保存して整備・活用する観点から、公有化が望ましいと判断される範囲は、所有者などの理解及び協力のもと、段階的に公有化を進めます。

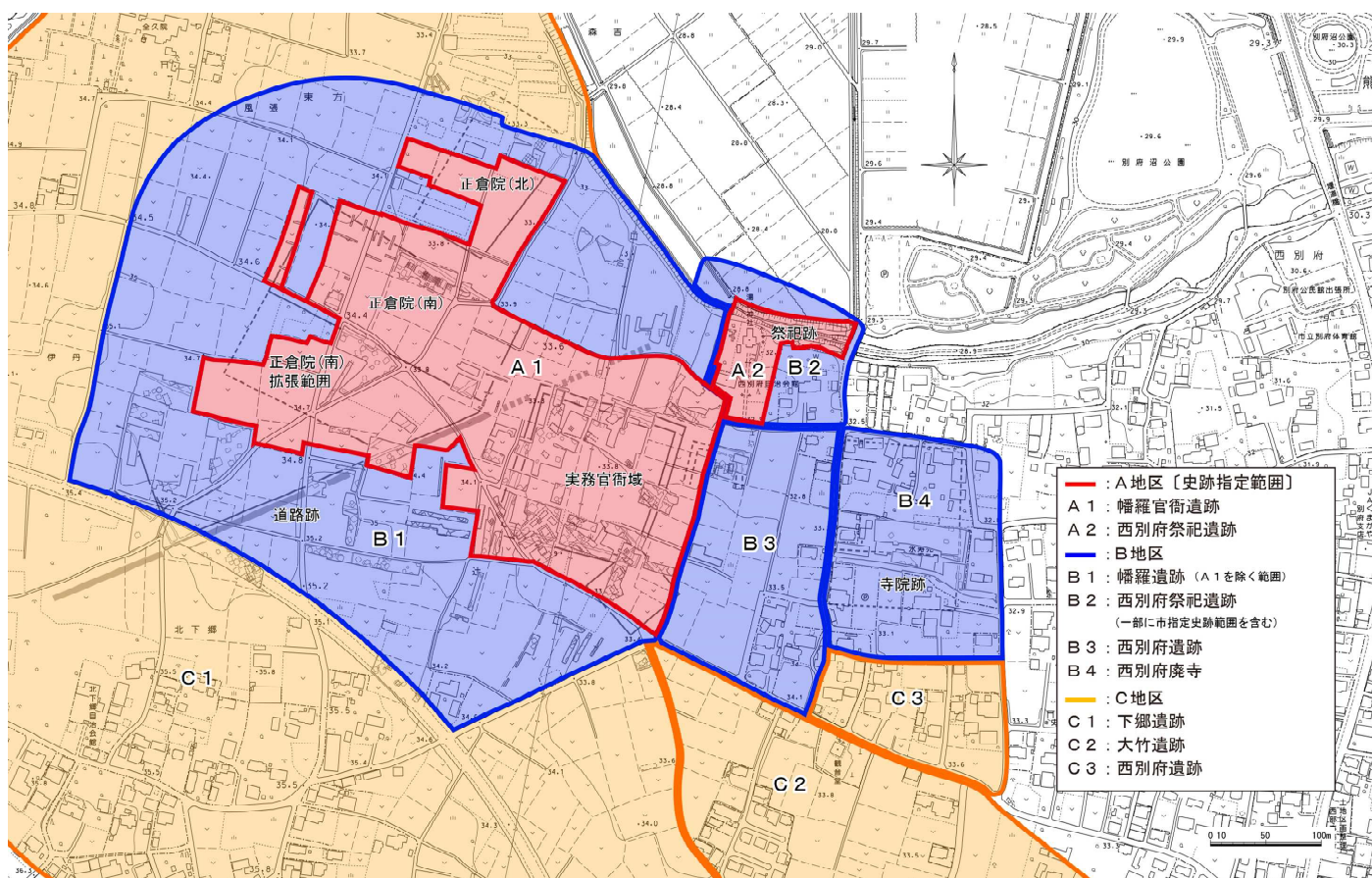
B地区

B地区は史跡隣接地で、史跡に関連する遺構・遺物の広がり認められる範囲です。埋蔵文化財包蔵地である^{はら}幡羅遺跡の範囲から史跡指定地を除いた範囲をB1地区、^{にしべつが}西別府祭祀遺跡の範囲から史跡指定地を除いた範囲をB2地区、^{にしべつが}西別府遺跡のうち^{にしべつがはいじ}西別府廃寺の南部（C3地区）を除いた範囲をB3地区、^{にしべつがはいじ}西別府廃寺の範囲をB4地区に区分しました。周知の埋蔵文化財包蔵地の手続きに従い適切に管理するとともに、遺跡の解明のための調査研究を継続的に行い、史跡に関わる重要な遺構が確認された場合は、必要に応じて追加指定などの検討を行います。

C地区

C地区は史跡隣接地で、郡家との関わりや郡家の活動を支えた人々の営みを探ることのできる集落遺跡が存在する範囲です。^{しもごう}下郷遺跡をC1地区、^{おおだけ}大竹遺跡をC2地区、^{にしべつが}西別府遺跡の一部をC3地区に区分しました。

周知の埋蔵文化財包蔵地の手続きに従い適切に管理するとともに、史跡周辺の景観が大きく損なわれることがないように現状維持に努めます。また、史跡に関わる重要な遺構が確認された場合は、必要に応じて追加指定などの検討を行います。



保存対象地区区分図

現状変更等の地区別取扱基準の一覧表

地区区分 現状変更等	史跡	4 埋蔵文化財包蔵地	
	A 1・A 2 地区	B 1・B 2・B 3・B 4 地区	C 1・C 2・C 3 地区
建築物の新築・建替・増築・除去	○史跡の保存・活用を目的としたものを除いて新築は原則として認めない。 ○除去は、遺構保存への影響を最小限にするよう配慮する。 ○A 2 地区においては、建築物の建替及び増築・除去の際に事前に届出を行い協議することとし、既存建物の建替及び改修は避けるよう協力を求めるが、協議の上やむを得ないと判断される場合は、土地の形質を変えず既存建物の構造と規模形態を著しく変更しない場合に限り認める。また、宗教施設を除いて、史跡の主要な価値を構成する要素を除く建物は、将来的には移転を目指す。	○事前協議により、必要に応じて試掘調査などを行い、遺構の適切な保護措置を協議する。 ○遺跡の保存・活用を目的としたものを除いて新築は避けるよう協力を求める。 ○建替・増改築は、遺構に影響がない場合について認める。 ○既存建築物の補修は、遺構の保護や史跡の保存・活用に影響を及ぼさないように協力を求める。 ○B 2 地区の熊谷市指定史跡範囲は、その取扱い基準にならう。	○事前協議により、必要に応じて試掘調査などを行い、遺構の適切な保護措置を協議する。
道路以外の工作物の新設・改修・除去	○史跡の保存・活用を目的としたものを除いて新設は原則として認めない。 ○既設の工作物の改修や補修は、遺構に影響のない軽微なものに限り認める。ただし、事前協議を行い、必要に応じて試掘調査などを行う。 ○除去については、事前に届出・協議を行い、遺構保存に影響を及ぼさない範囲で認める。	○遺跡の保存・活用を目的としたものを除いて新設は避けるよう協力を求める。 ○既存施設の維持管理は、遺構への影響や景観に大きな変更を及ぼさないように協力を求める。 ○B 2 地区の熊谷市指定史跡範囲は、その取扱い基準にならう。	○遺構への影響や景観に大きな変更を及ぼさないよう協力を求める。
道路の新設・拡張	○史跡の保存・活用を目的としたものを除いて新設や拡張は認めない。 ○掘削を伴う際には、事前協議を行い、必要に応じて試掘調査などを行う。 ○施設の改修や補修は、遺構に影響のない範囲で、軽微なものに限り認める。 ○道路などは、整備・活用に伴い、将来的には道路規制や付替え及び廃道も検討する。	○遺跡の保存・活用を目的としたものを除いて新設や拡張は避けるよう協力を求める。 ○既存施設の維持管理は、遺構への影響や景観に大きな変更を及ぼさないように協力を求める。 ○B 2 地区の熊谷市指定史跡範囲は、その取扱い基準にならう。	○道路の新設などが生じないよう関係部局に周知し、遺構保全について理解及び協力を求める。 ○既存施設の維持管理は、遺構への影響や景観に大きな変更を及ぼさないよう協力を求める。
地形改変	○原則として、史跡の保存・活用を目的としたものを除いて認めない。	○遺跡保存を前提とし、同地区や隣接地区の既存景観に大きな変更を及ぼさないように協力を求める。 ○B 2 地区の熊谷市指定史跡範囲は、その取扱い基準にならう。	○事前協議により、必要に応じて試掘調査などを行い、遺構の適切な保護措置を協議する。
木竹類の植栽・伐採・伐根	○新規植栽は、史跡の保存・活用を目的としたものを除いて認めない。 ○伐採や伐根は、遺構の保存に影響を及ぼさないものについて認める。	○新規植栽は、遺構保存に影響を及ぼさないものにし景観に著しい変化が生じないよう協力を求める。 ○伐採、伐根は、遺構の保存に影響を及ぼさないよう協力を求める。 ○B 2 地区の熊谷市指定史跡範囲は、その取扱い基準にならう。	○遺構保存を前提とし、同地区や隣接地区の景観に大きな変更を及ぼさないよう協力を求める。
地下埋設物の設置・改修・除去	○埋設管類の新設は、史跡の保存・活用を目的としたものを除いて認めない。 ○既設埋設管の補修は、遺構に影響を及ぼさない軽微なものについて認める。 ○除去については、事前に届出・協議を行い、遺構保存に影響を及ぼさない範囲で認める。	○埋設物の新設は、遺構保存を前提とし、遺構に大きな変更を及ぼさないよう協力を求める。 ○掘削を伴う場合は、事前協議、試掘調査などを行い、遺構に影響を及ぼさないよう協力を求める。 ○B 2 地区の熊谷市指定史跡範囲は、その取扱い基準にならう。	○掘削を伴う場合は、事前協議、試掘調査などを行い、遺構に影響を及ぼさないよう協力を求める。
発掘調査及び保存整備	○所有者などに協力を求め、調査・研究、保存・活用・整備の必要性に応じて発掘調査を実施する。	○所有者などに協力を求め、遺跡の解明のための発掘調査を実施する。 ○B 2 地区の熊谷市指定史跡範囲は、その取扱い基準にならう。	○掘削を伴う各種開発などに際し、必要に応じて発掘調査を行う。



幡羅官衙遺跡の現況



西別府祭祀遺跡の現況

●学び親しむ場としての活用

- 展示や解説板などを設け、史跡見学、生涯学習、学校教育、体験学習の場としての活用を図ります。
- 発掘調査現地見学会などを実施し、より深く史跡を体験できる機会を設けます。
- ガイダンス施設を設け、活用の充実を図ります。

●地域の歴史・文化を理解する場

- 史跡周辺の散策ルートや、文化財や観光施設などをつなぐ広域的な周遊ルートを設け、地域の歴史・文化を学ぶ機会を提供していきます。

●史跡の価値や魅力の発信

- ホームページの充実やパンフレットなどを作成・配布します。
- イベントや見学会などによる史跡の価値や魅力などを情報発信します。
- 学校教育と連携した出前講座などを継続します。
- 調査研究の成果を発信します。
- 観光資源として活用します。
- ICTを活用した史跡情報の発信を図ります。
- 史跡に関する各種テーマを題材とした講座や体験学習などを継続して実施します。
- 官衙遺跡をもつ他の自治体との連携を強化し、情報共有や人的交流を促進します。

●地域の歴史資産としての活用

- 史跡を活かしたまちづくりに取り組み、講座やシンポジウム、イベントなどで関連自治体との連携、交流を進めます。

●地域住民などの参画

- 様々なレベルの学習機会やワークショップにより、地域住民の参画を促します。
- 史跡ボランティアガイドの育成と充実を図ります。
- 地域住民の交流の場とします。
- 地域住民や市民団体などによる各種行事やイベントを実施します。



シンポジウム



講演会



参考：深谷市中宿遺跡をイメージしたジオラマ

●史跡の保存に関わる整備

A1地区では、遺構の保存と今後の活用・整備を進めるための盛り土整地や、地形保全に必要な雨水・排水処理施設の設置などを行い、史跡の恒久的な保存を前提とした整備を行います。A2地区では、護岸対策や地形保全、樹木管理などを行い、水辺の祭祀をイメージすることができるよう景観を保全していきます。

●史跡の空間を体感できる整備

立体的または平面的な遺構表示やICTの活用を検討します。

●周辺の遺跡や文化財などとの連携

両市内の文化財や観光施設などをつなぐ広域的な周遊ルートを設け、ICTも活用し、地域の歴史や文化の魅力に触れることができるよう図ります。

●段階的な整備

解説板・案内板などの暫定的な整備を行い、史跡の公有化を進めると整備基本計画を策定し、調査研究の成果を踏まえた整備を進めます。また跡外の適所に、史跡への総合的理解を高め、管理・活用の拠点となるガイダンス施設や駐車場の整備を図ります。



●学び、親しめる整備

多目的な利用もできる日常的な憩いの場となるよう、別府沼公園との動線を考慮しつつ、園路や広場を設け、標識・境界標・説明板・解説板・案内板や休憩所・ベンチなどの整備を図ります。また、遺構保存に影響を及ぼしにくい種を選択し、古代の植生などを参考に植栽を整備します。

史跡の運営・体制の整備

●運営の内容

【史跡の保存に関わる事項】

- 法令に定められた各種届出及び現状変更許可申請などをはじめとする種々の事務処理、史跡の保存・活用などの基本方針に基づく行政指導や協議、調整
- 調査研究の推進、史跡範囲・対象などの周知及び普及啓発活動
- 史跡地の除草・清掃などの日常管理、保存・活用のために設置された諸施設の保守管理

【史跡の公開・活用に関わる事項】

- 来訪者への案内・説明
- 公開・活用にかかる各種の行事の計画・実施とその情報発信
- まちづくり・地域づくりに関する地域連携や、ボランティアなどの活動への支援

●運営・体制整備の基本的な考え方

史跡の適切な保存・管理・活用を進めていくため、管理団体である深谷市・熊谷市のほか、地域住民や所有者・地権者、関連団体などとの連携・協働が行える体制の構築をします。また、深谷市・熊谷市両市の教育委員会の体制は、一層の充実を図るとともに、庁内に本事業の主旨に対する認識や情報を共有する場を構築し、

他部局や関連施設との連携の強化を図ります。

施策の実施計画と経過観察

保存、活用、整備、運営体制について、本計画策定後の5年を短期計画、事前の発掘調査成果などを踏まえた整備基本計画策定後10年を中期計画、そしてそれ以降を長期計画と位置づけ、地域住民や関係団体などの理解と協力を得ながら進めていきます。なお、事業の進捗状況、財政状況、社会状況などを考慮しながら、必要に応じて計画内容や期間の見直しを行うこととします。

事業計画表

事業計画	短期計画	中期計画	長期計画
【保存事業】			
調査研究	○整備のための発掘調査及び史跡の解明のための調査研究の推進と情報発信		
保存	○史跡指定地及び便益施設の用地の公有化 ○史跡の価値と本計画の周知 ○公有地の境界標、史跡標識の設置		○必要に応じ追加指定 ○史跡の価値と本計画の周知
	○保存の取扱基準に則った協議、調整、確認調査、許認可事務 ○維持管理と復旧 ○周辺環境の保全		
	○本計画に基づく保存		○本計画の見直し
追加指定	○史跡に関わる重要な遺構が確認された範囲の追加指定の推進		
【活用事業】			
活用	○講座や展示会、ワークショップなどの実施	○整備した史跡空間の活用 ○地域住民などが参画した活用の検討・実施 ○地元団体、商工・観光団体などと連携したイベントと情報発信 ○周遊ルートの情報発信	○活用事業の継続と見直し ○ガイダンス施設などを中核とした周辺文化財や諸施設との連携強化
	○史跡の周知・情報発信 ○地域の学びの場としての活用 ○他自治体との情報交流や連携した活用イベントの実施 ○生涯学習・学校教育の場としての活用 ○現地案内や発掘調査現地の公開		
【整備事業】			
整備	○解説板・案内板や展示施設などの暫定的整備 ○情報発信装置の整備	○整備基本計画と基本・実施設計の作成及び史跡整備 ○史跡の環境整備 ○ガイダンス施設の設置 ○周遊ルートの整備	○調査研究成果を踏まえ、整備状況の検証と追加整備
【運営体制の整備】			
運営体制	○地域住民などとの連絡・協議 ○両市の体制及び連携強化	○地域住民などによる体制づくり ○両市の体制及び連携強化	○地域住民などによる体制の強化 ○両市の体制及び連携強化

